



Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業の 詳細要件（案）

令和8年2月時点

令和8年4月21日更新

※あくまでも現時点での案であり、公募開始時には変更している可能性があります。

地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室



応募可能なScope3のカテゴリーを追加

4月21日追加スライド



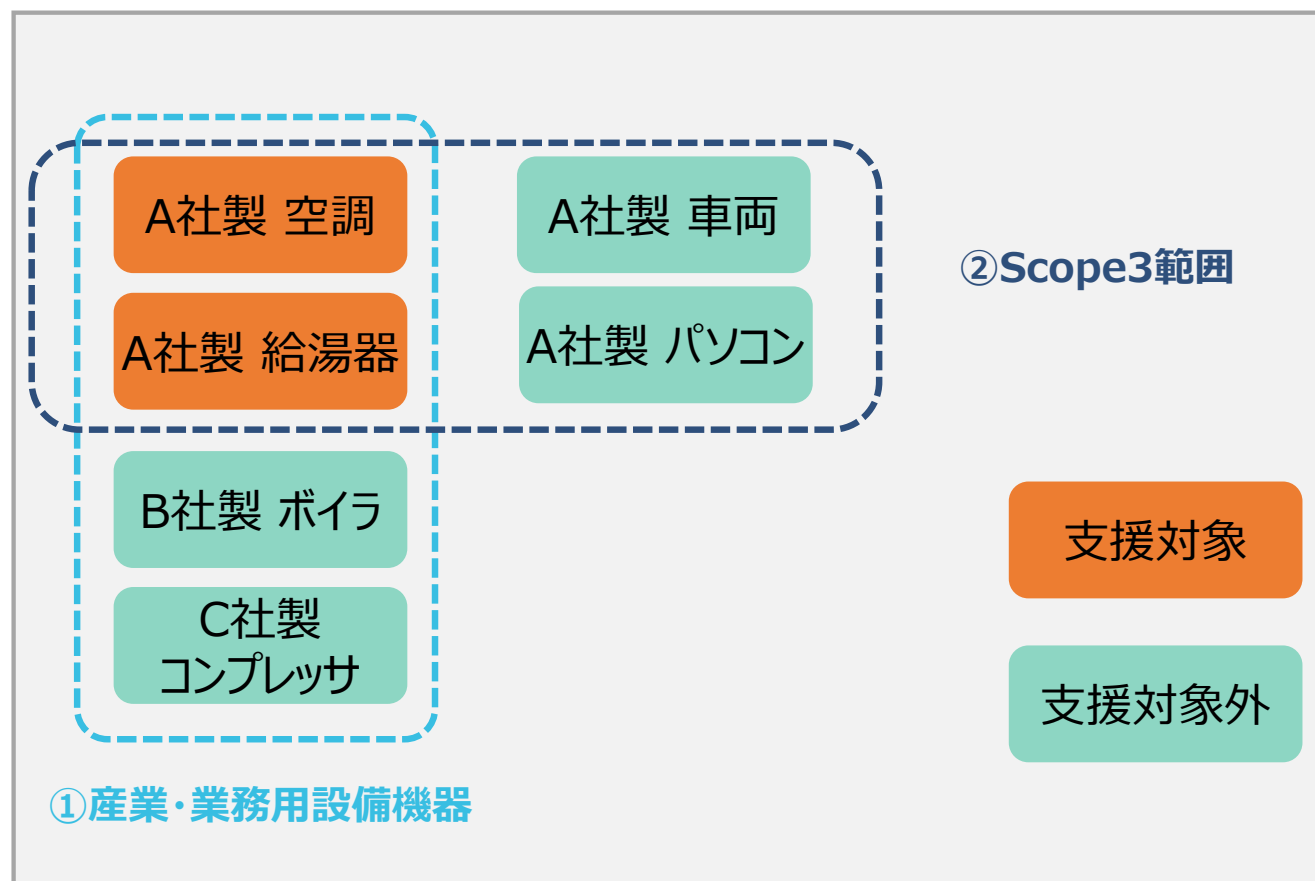
- 令和8年度から新たにカテゴリー11（販売した製品の使用）を支援対象として追加する。
- 全カテゴリーの開放に向けて検討を進めていたものの、令和8年度においてはカテ11を条件付きで拡充することにしました。

区分		該当する排出活動（例）	R7年度事業	R8年度事業
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達	○	○
2	資本財	生産設備の増設	×	×
3	Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）	×	×
4	輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）	○	○
5	事業から出る廃棄物	廃棄物（有価のものは除く）の自社以外での輸送、処理	○	○
6	出張	従業員の出張	×	×
7	雇用者の通勤	従業員の通勤	×	×
8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働	×	×
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売	○	○
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工	×	×
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用	×	○
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送、処理	○	○
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働	×	×
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1、2 に該当する活動	×	×
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用	×	×

※令和9年度については検討中

- カテゴリ11を削減する設備更新について、下記の設備に該当するものが対象。
- 支援対象となる設備は、以下の①及び②を満たすもの
 - ①CO2 排出削減に寄与する高効率化又は電化・燃料低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備等
 - ②代表企業のScope3対象の設備機器

連携企業

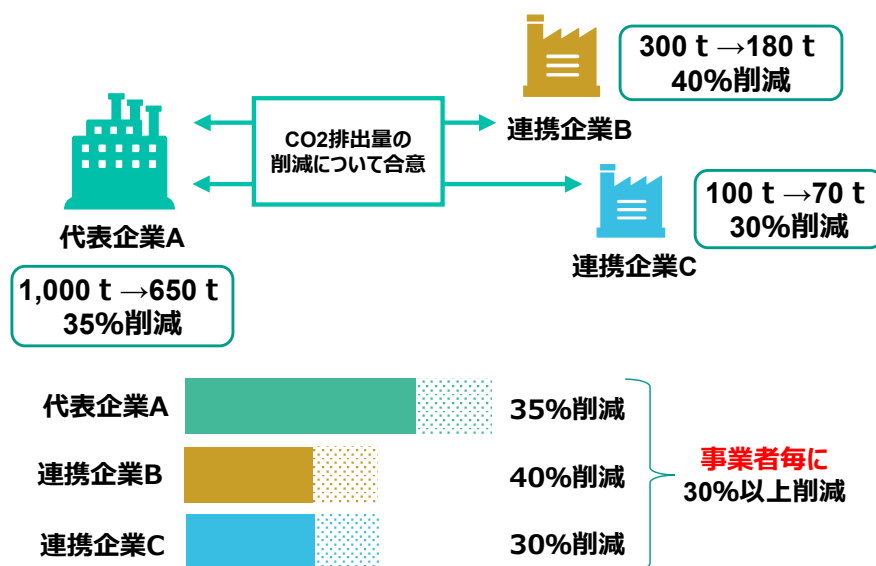


CO2削減率の要件について

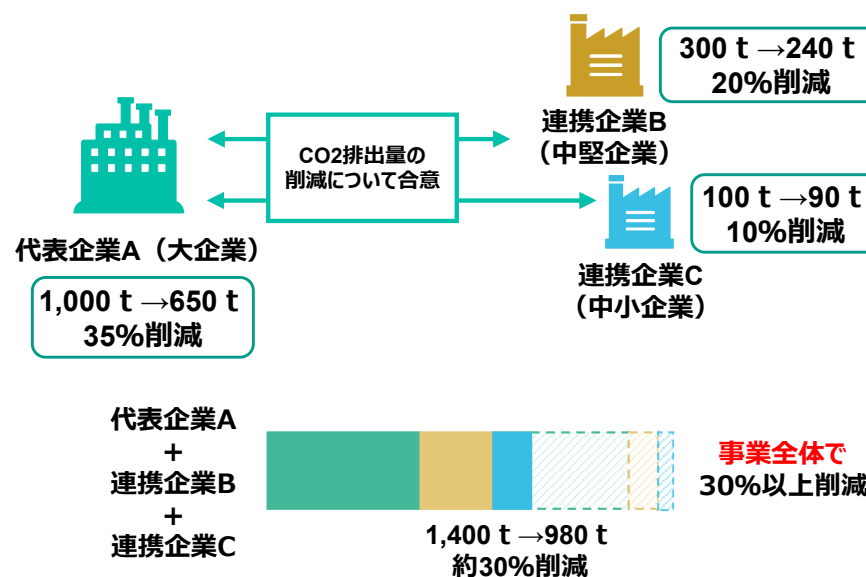
- 令和7年度では事業者毎にCO2削減率30%以上を要件としていたが、令和8年度では事業全体におけるCO2削減率30%はそのままで事業者の規模ごと（大企業・中堅企業・中小企業）の要件を設定。

	令和7年度	令和8年度
算定範囲	各事業者毎	代表企業 + 連携企業（事業全体）
削減率	30%削減	30%削減 ただし、大企業 : 30%削減 中堅企業 : 20%削減 中小企業 : 10%削減を満たすこと

■ 令和7年度



■ 令和8年度



連携企業数の要件について（中堅・中小企業）

- 連携企業数の要件について、中堅・中小企業が代表企業の場合の要件を新たに設定。

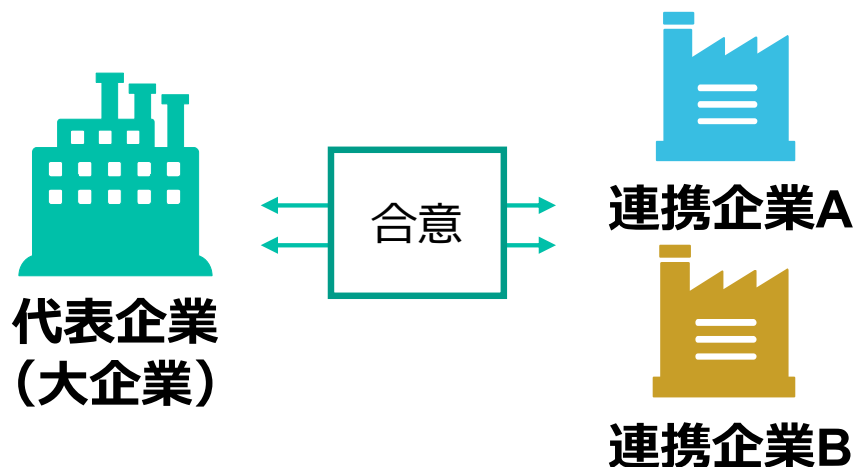
[令和7年度] 代表企業1者 + 連携企業2者

[令和8年度] 大企業が代表企業の場合は、代表企業1者 + 連携企業2者（変更なし）

中堅・中小企業が代表企業の場合は、代表企業1者 + 連携企業1者

※設備更新は連携企業のみでも可

- 代表企業が大企業の場合（変更なし）
代表企業1者 + 連携企業2者



- 代表企業が中堅・中小企業の場合
代表企業1者 + 連携企業1者

